

## 売買参加者章取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市中央卸売市場第二市場における円滑な取引と適正な売買参加業務の遂行を図るため、売買参加者章の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(売買参加者章番号)

第2条 売買参加者章の番号は、1番からの追番数字とする。

(交付)

第3条 売買参加者には、売買参加者章(第1号様式)を交付する。

(返還)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、ただちに売買参加者章を返還しなければならない。

- (1) 売買参加者が死亡、廃業等により、その資格を失ったとき。
- (2) 売買参加者の承認を取り消されたとき。

(保管)

第5条 売買参加者章の不正使用を防止し、適正な業務の遂行を期するため、売買参加者章の保管については十分注意すること。

2 売買参加者が売買参加の停止又は売買の差し止め処分を受けたときは、売買参加者章を一時保管する。

(再交付)

第6条 売買参加者章を紛失または損傷した場合は、ただちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。ただし、損傷により再交付を受ける場合は、当該損傷した売買参加者章を添えることとする。

- 2 売買参加者章を再交付するまでは仮章(様式は本章に準じ番号は赤色とする。)を交付する。
- 3 再交付章及び仮章の番号は当初の売買参加者章と同一番号とする。
- 4 売買参加者章を再交付する場合は、仮章と引換えに交付するものとし、実費を徴収する。

(処分)

第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、売買参加の取消、入場停止その他必要な処分を行うことがある。

- (1) 売買参加者章を着用しないで売買に参加した者
- (2) 拾得した売買参加者章又は売買参加者として資格を失った者、売買参加の停止若しくは売買差し止めの処分を受けている者の売買参加者章その他、他人の売買参加者章を着用して売買に参加した者
- (3) 売買参加者章を他人に貸与又は譲渡した者

- (4) 売買参加者章を改ざん又は偽造した者
- (5) その他京都市中央卸売市場関係諸法規又はこれに基づいて行う指示若しくは処分に違反した者。

附 則

この要領は昭和44年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年6月21日から施行する。

売買参加者章

